

## 〔学界展望〕

ラテン・アメリカの家族研究(メキシコを中心に)

奥山 恭子

### (一) ラテン・アメリカの家族研究の変遷

世界的にみてラテン・アメリカの家族および婚姻の在り方は、欧米とも、また他のいわゆる第三世界とも違った、異質なものであるように思われる。しかしそれはラテン・アメリカが本来的に持っていた特質と言うよりも、歴史的、宗教的、地理的あるいは政治経済等の諸事情からなるべくしてなった特質、あるいは政策的配慮による性格というべきであろう。

例えば、一五世紀にスペインの(ただしブラジルのみはポルトガルの)植民地になって以来、独立後を経て独自の立法を為す一九世紀まで、施行されたのは本国スペイン、ポルトガルの法であった。また法制度のみならず宗教上も、本国のローマン・カトリックの浸透は徹底したもので、表面的には今に至るまで、カトリック一色といっても過言ではない。(もともと払拭し切れない土着の信仰の存在が家族研究にとってはまた興味深い点でもあるが)。従ってラテン・アメリカの家族および婚姻観がカトリック教国であるスペイン・ポルトガルの影響下にあることは否定できない。世界的にも、カトリックの婚姻非解消の教義によって法的には離婚の出来ない国が、一九七〇年代まで圧倒的にラテン・アメリカ

に集中していた事実がこの間の事情を物語っている。

ところが後述するように、七〇年代後半から八〇年代にかけて、ラテン・アメリカのいたるところで家族法変革が起こったが、その原動力となったのは、世界的傾向でもあるカトリック離れと同時に、自国の法制度をもっと社会の実情に即したものにせんとする、国民の声そのものであったと考えてもよさそうである。その過程は家庭を遺棄した夫に対し、従来は泣き寝入りが当然であったものを、法的手段に訴えてアリモニーを是が非でも取るといった庶民レベルでの変化もあり、またそれを受けて事実婚の保護をデクレト(法令)で徐々に改正していく等立法レベルの変革もあった。

筆者が留学中の一〇年前は、このような態度は考えられないことであった。貧富の差、またそれによる階級格差などラテン・アメリカ諸国はどこも、多くの社会問題をかかえている。通常文盲率や義務教育就学率は統計上は極めて完璧に提示されているが、現実には学校へ行くよりも路上で物乞いをしたほうが家計の足しになると考える親が低所得層には少なからず居ることが歴然としていた。しかも数としては国民のごく一部である中流以上の者は、概してそうした低階層者の存在を無視するのが常であった。

ところが近頃、そうした国民自身の中から、現実を直視することの重要性を訴え、あるいは実践する例が多出しているのである。その良い例が、一九七三年に初版の出た『Mexico. A marriage』が毎年版を重ねていることである。同書はメキシコ

の日報新聞の記者が五年間にわたって調査したルポルターージュであるが、インディオや米国との国境付近の居住民から聞き取った、彼らの生活実態や心情吐露、あるいは都市と農村の生活の中でわきおこっている様々な問題などを書き記したもので、いわばメキシコの恥部の暴露ともいふべき書である。一〇年前上流層の人間は、同書の内容を無視しようとすしていたが、同書で取り上げられたような、貧民層の子の教育や、女子の妊娠・出産教育と憲法上の健全な家庭育成規定の関連性、あるいは父親のアルコール中毒と家庭崩壊をめぐる問題など、今や社会学、法学、女性問題等々の分野で、こぞって研究テーマにされているのである。

## (二) 家族関係の法改正

メキシコでは一九七五年以降民法改正が相次ぎ、その大半が家族関係の法であったため、「メキシコ家族法の大変革」(一九七九、メキシコ)とか「メキシコの家族の一〇〇年」(一九八三、U・S・A・)など家族法改正に関する著作が発表されることが多かつたし、現在もなおこの傾向は続いている。主な改正点は、婚姻の効果としての夫婦間の義務を平等にすること、父性推定の件および内縁の三点に大別できる。七〇年代はこれら改正点の解説を主とする著作が多かつたが、八〇年代にはこれら改正点の解説を「家族の崩壊」、「家族の法の今日の変化」、「家族の法と道德との関係」あるいは「婚姻と内縁の本質的差異は何か」等のテーマへと論点が移っていった。

## (三) 人権問題

ところでラテン・アメリカの家族を論じる場合看過し得ないところに、人権問題がある。チリ、コロンビアやアルゼンチン等の政変の多い諸国や、今まさに紛争中のニカラグア、グアテマラ、エル・サルバドル等の中米諸国では、軍部による弾圧によって生命の危機すら日常茶飯事である。従って政治的権利のみならず思想表現の自由、教育の自由あるいは平穩な家庭生活を営む権利等々が、全く保障されていない状態にある。この状況については、米州機構(OEA)が米州人権裁判所の記録を報告し、また国際法律家協会(ICO)が機関誌「The Review」に毎号「世界の人権」と題して掲載していることから、我々も多少の様子は知り得る。しかしそれも氷山の一角であろう。自由な学問を求めて、ラテン・アメリカの中では政治的には比較的安定しているメキシコには(もともとこの一、二年はそれも危うい状態であるが)、他のラテン・アメリカ諸国から亡命した研究者が少なからず居る。表現活動に飢えた彼らの姿勢からは得るものが多かつたことを特記したい。

## (四) 都市問題としての家族

なお近時、都市問題の一環として家族を考えようとする著作が目につく。農村人口の都市流入により、都市の人口が増大し、就職難さらには貧困問題が生じ、貧困家族の抱える諸問題がいっしょに湧き出ることになる。いわゆる経済学上の「マルヒナードス」の問題でもあり、出生児数、教育、住宅等々、特に社会保障

との関わりで扱われることが多い。しかしまた夫の暴力に耐える妻や、夫が蒸発して妻子が残される例など、従来はラテン・アメリカ社会の特質とすら言われ、学問的に扱われることの少なかった事柄についても、社会学、心理学、精神医学あるいは法律学の分野などが注目していることは、前述のとおりである。

#### (五) 歴史研究の隆盛

ところで法律関係での近時の特色の一つとして、歴史的研究が以前にもまして注目されていることがあげられる。その理由として、一つにはコロンブスの新大陸発見五〇〇年記念を目前にひかえて、何事につけ歴史が取り沙汰されているという事情もあるう（もともとアメリカ大陸では、『発見』は侵略者側の観念である）として、五〇〇年祭には関心を示さない国も多い。

しかし理由はそればかりではないようである。メキシコは一九一七年の独立革命の後、革命の理念を具現すべく、同一九一七年に、土地の私的所有は公共の利益のために制限され得るとし、あるいは労働者の権利を保障するなど社会主義的色彩を有する憲法を制定している。その後数度の改正を経てはいるが、この一九一七年憲法が現行憲法である。ところで前述のように家族関係法の改正が相次いだ際に、改正が憲法に関連している場合、一七年憲法の制定理由書を検討し、あるいは制定時の状況を探る等、一連の史的研究が必要となったことは当然である。こうした事情を背景としてか否か、八〇年代以降、いわゆる史的資料の復刻判や手書きの議事録が編集刊行されたものを目にするのが多くなっ

た。通常でも資料の入手が困難なラテンアメリカゆえ、我々外人研究者にはこの上無い幸運でもあるが、この歴史研究の隆盛は法学あるいは家族研究のみならず、あらゆる分野に浸透していると聞くにおよび、前述の自国をみつめ直す目とあいまって、ラテン・アメリカの行く手を示唆しているかのごとく思われる。

#### (六) 日本におけるラテン・アメリカの家族研究

ちなみに日本におけるラテン・アメリカの家族に関する研究は、当初の民族学など限られた分野から、現在では研究者数はそれぞれ少ないものの、多様な領域に広がりを見せてきてはいる。例えば「南部メキシコ村落における宗教と法慣習」（野村暢清他）は文化人類学や宗教学、法学などの学際的グループの手によるもので、現在なお進行中である。また心理学の立場からの検討や、家族関係の法的研究（中川和彦「メキシコ国一九二八年連邦民法典(i)一九八二・成城法学二二、奥山恭子」「ラテン・アメリカ諸国の家族法と女性」一九八五・新評論、他）等も、今は決して豊富な人材ではないが、ラテン・アメリカの世界的重要度や日本との関係等を考えたとき、この地域の研究が今後重要性を増すであろうと自負している。

付

ラテンアメリカ法の詳細については、アジア経済研究所刊「ラテンアメリカ諸国の法制度」（一九八八）が最も網羅的である。

また雑誌論文については、同じくアジア経済研究所刊「ラテンアメリカ法律雑誌記事目録」（欧文編）（一九八七）が有用である。

（帝京大学、民法、ラテン・アメリカ法）